政府間機関に関する情報 ＯＡ	アフリカ知的財産機関 （ＯＡＰＩ） 一　般　情　報	附属書　Ｂ２ ＯＡ

政府間機関の名称	African Intellectual Property Organization （ＯＡＰＩ）(アフリカ知的財産機関)
所在地	Place de la Préfecture, Yaoundé, Cameroon
郵便のあて名	B.P. 887, Yaoundé, Cameroon
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(237-2) 220 39 11, 20 57 00 oapi@oapi.int http://www.oapi.int/ (237-2) 220 18 44, 220 57 27
政府間機関はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付された書類が委任状又は明細書，請求の範囲若しくは図面の差替用紙の場合は，送付の日から２か月以内に提出 優先権に関する書類（優先権の譲渡証及び，ＰＣＴ規則17.1(c)が適用される場合にのみ，優先権書類）については，国内段階へ移行した日から６か月以内に提出 他の書類の場合には，提出の義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁[2]	ブルキナファソ，ベナン，中央アフリカ共和国，コンゴ，コートジボワール，カメルーン，ガボン，ギニア，赤道ギニア，ギニアビサウ，コモロ，マリ，モーリタニア，ニジェール，セネガル，トーゴ，チャド
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	政府間機関に問合せされたい
右の各国についてのＯＡＰＩ特許の付与のための管轄指定（又は選択）官庁[3]	アフリカ知的財産機関（ＯＡＰＩ）

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　出願人の選択により，ＷＩＰＯ国際事務局又はアフリカ知的財産機関（ＯＡＰＩ）(附属書Ｃ参照)。

3　国内段階を参照されたい。

ＯＡ	アフリカ知的財産機関（ＯＡＰＩ）（続き）	ＯＡ

取得可能な保護の種類	ＯＡＰＩ特許，ＯＡＰＩ追加証，ＯＡＰＩ実用新案
政府間機関が認める手数料の支払方法	政府間機関に問合せされたい
国際型調査に関するＯＡＰＩの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し
国際公開に基づく仮保護	な　し
ＯＡＰＩが指定（又は選択）官庁である場合の利益に関する情報	
ＯＡＰＩが指定（又は選択）官庁である場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	発明者が自己の氏名（名称）が掲載される権利を書面で放棄していない限り，願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報が願書中に記載されていない場合，管轄官庁は命令で定める期間内に条件を満たし手数料を支払うよう出願人に求める。いずれの場合にも，要求される補充がされる前に特許が付与されることはない。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し